

# 2011年9月のコード委員会のレポートに対する日本のコメント

## 目次

1. 総論コメント
2. 第 1.2 章－ OIE リストに含まれる疾病及び感染の基準（付属書Ⅲ）
3. 第 3.4 章－獣医関連法規（付属書Ⅴ）
4. 第 7.1 章－アニマルウェルフェアに関する推奨事項序論(付属書 XII)
5. 第 7.X 章－アニマルウェルフェアと肉用牛生産システム(付属書 XIII)
6. 第 8.13 章－トリヒナ感染症（付属書 XVII）
7. 第 8.10 章－狂犬病（付属書 XVIII）
8. 第 8.12 章－牛疫（付属書 XIX）
9. 第 4.14 章－ハチ疾病の公的衛生管理（付属書 XXI）
10. 第 14.8 章－小反すう 獣疫ウイルス感染症（付属書 XXVI）
11. OIE における公式な基準策定手続きの作成

### 注

以下の個別コメントでは、追加の提案は下線で、削除の提案は~~取り消し線~~で示されています。日本が提案した削除及び追加は、灰色に網かけしております。

## 1. 総論コメント

陸生動物衛生基準委員会 (TAHSC) と関連ワーキンググループ及びアドホックグループがこれまで行ってきた活動に感謝するとともに、陸生動物衛生規約の改正案に対してコメントする機会を与えてくれたことに対して、TAHSC にお礼を申し上げます。

修辭上の修正：今回提案された蜂の疾病（第 9.1-6 章）、ブルセラ病（第 11.3 章）及び小反芻獣疫（第 14.8 章）の章では、炭疽（第 8.1 章）、オーエスキー病（第 8.2 章）、ブルータング（第 8.3 章）、リフトバレー熱（第 8.11 章）及びウエストナイル熱（第 8.16 章）などの章において、第 2 条（安全物品）の前に共通に規定されている物品の輸出入の許可に関する一文が欠けており、それぞれの章にこれを追加すべきである。

また、提案が承認された場合には、ブルセラ病の章を第 8 部（複数の動物種に感染する疾病）に移動すべきである。

### 第 9.1 章 ミツバチのアカリンダニ感染症

#### 第 9.1.1 条

一般規定

...

第 9.1.2 条において掲げられているものを除く本章で述べられている物品の輸入又は経由を許可する場合には、獣医当局は、輸出国又は地域のミツバチ群のアカリンダニのステータスに対応した本章に規定されている条件を求めるものとする。

#### 第 9.1.2 条

安全物品

以下に掲げる物品の輸入又は経由を許可する場合には、獣医当局は、輸出国又は地域のミツバチ群のアカリンダニのステータスに係わらず、アカリンダニに関連するいかなる条件も求めるべきではない。

1. ミツバチの前成虫（卵、幼虫及び蛹）
2. ...

（他の蜂の疾病に関する章についても同様の変更）

### 第 ~~118.3X~~ 章 BRUCELLA ABORTUS, MELITENSIS AND SUIIS 感染症

#### 第 ~~118.3X~~.1 条

一般規定

...

第 8.X.2 条において掲げられているものを除く本章で述べられている物品の輸入又は経由を許可する場合には、獣医当局は、輸出国、地域又は群のブルセラ病のステータスに対応した本章に規定される条件を求めるものとする。

## 第 ~~14.8.3~~2 条

安全物品

以下に掲げる物品の輸入又は経由を許可する場合には、獣医当局は、輸出国、地域又は群のブルセラ病のステータスに係わらず、ブルセラ病に関連するいかなる条件を求めるべきではない。

1. 骨格筋肉
2. …

~~獣医当局は、本章において掲げられているもの以外の物品の輸入又は経由を許可する場合には、本章に記載されている輸出国、地域または群のブルセラ病のステータスに対応した本章に規定される条件を求めるものとする。~~

## 第 14.8 章 小反すう獣疫ウイルス感染症

### 第 14.8.1 条

一般規定

…

第 14.8.2 条において掲げられているものを除く本章で述べられている物品の輸入又は経由を許可する場合には、獣医当局は、輸出国又は地域の動物群の小反すう獣疫スのステータスに対応した本章に規定される条件を求めるものとする。

### 第 14.8.2 条

安全物品

以下に掲げる物品の輸入又は経由を許可する場合には、獣医当局は、輸出国又は地域の小反すう獣疫ステータスに係わらず、小反すう獣疫感染症に関連する条件を求めるべきではない。

…

## 2. 第 1.2 章-OIE リストに含まれる疾病及び感染の基準(付属書 III)

### 個別コメント

コード委員会が「生産ロス (第 3 項及び第 5 項)」及び「悪影響 (第 3 項の c)」を「著しい罹病率及び死亡率」に変更し、明確化したことを支持する。

第 5 項において、新興感染症である場合には、人獣共通感染症であることが条件の一つとされているが、我々の限られたリソースを重要な疾病に集中させるために、当該基準は、死亡や深刻な病状など人に重大な結果をもたらすもののみを対象とするべきである。例えば、新興の人獣共通真菌症が人に頑固なかゆみといった公衆衛生上重大な影響を与えるものの、抗真菌物質によって容易に治癒できるような場合には、リスト疾病に含むべきではない。

加えて、我々は、牛疫の緊急通報の責任を引き続き負うべきであることから、「当該疾病が世界的に撲滅されたが、偶発的な再発に備えてサーベイランスが実施されている。」という新たな条件を追加し、牛疫をリスト疾病に残すことを提案する。牛疫をリストに残すことが最も望ましいが、そうでない場合には、世界的に撲滅されたが偶発的な再発に備えてサーベイランスが行われている疾病の再発に関する緊急通報について、第 1.1.3 条において獣医当局の責務として位置づけるべきである。

### 第 1.2.1 bis 条

5. 当該疾病及び感染が、人に深刻な結果 (死亡又は重篤な症状) をもたらす人獣共通感染症の性質、急速な感染拡大又は著しい罹病率もしくは死亡率の証拠を伴う新興感染症であり、症例を明確に同定するための症例の定義があり、他の疾病又は感染と区別できる。

又は

6. 当該疾病が、世界的に撲滅されたが偶発的な再発に備えてサーベイランスが実施されている。

### 第 1.1.3 条

獣医当局は、デリゲートの責任の下、以下のものを OIE 本部へ送るものとする。

1. 疾病別章の関連規定に従い、WAHIS を通じて又は電話、ファックスもしくは電子メールによる 24 時間以内の以下の発生に関する通報

- a) 国、地域又はコンパートメントにおけるリスト疾病又は感染の最初の発生
- b) 国、地域又はコンパートメントにおけるリスト疾病又は感染の発生終息宣言報告後の再発
- c) 国、地域又はコンパートメントにおけるリスト疾病の病原体の新株による最初の発生
- d) リスト疾病の分布、発病、罹病率又は死亡率の、突然の予期せぬ増加
- e) 著しい罹病率、死亡率又は人獣共通感染症の性質を伴う新興感染症
- f) 世界的に撲滅された疾病であるが偶発的な再発に備えてサーベイランスを実施している疾病の再発

fg) 特に人獣共通感染症である場合には、リスト疾病の (宿主域、病原性、株を含む) 疫学的変化の形跡

### 3. 第 3.4 章-獣医関連法規 (付属書 V)

#### 総論コメント

全般的な獣医ガバナンスを世界的に向上させるため、加盟国の獣医関連法規の近代化を図ることは、OIE第5次戦略計画の中でも強調されており、そのためのガイドラインを設けることに賛同する。この意味において、本章の目的が、獣医関連法規を組立て、発展又は近代化する際に加盟国に助言及び支援を行うことであるとの新たな文言を追加したことに賛同する。

しかしながら、加盟国は、適切なガイドラインを通じ、各国の状況を考慮した上で獣医法規の組立て又は近代化という目的を達成することに努めるべきであり、我々はそのコード化には反対である。殆どの加盟国がその目的を達成するためにはコード化が必要であると考えられるまで、コード化を先送りすることを提案する。

#### 個別コメント

##### 第 3.4.10 条

##### アニマルウェルフェア

##### 1. 一般規定

獣医関連法規は、陸生コードのアニマルウェルフェアに関連する要件に取り組むための活動の基礎を提供するものとする。

最終的には、獣医関連法規は、**刑罰行為の対象となる**犯罪としての残虐行為の法的定義及び動物飼育者による飼養放棄の場合に所管当局が直接介入するための規定を最低限含むものとする。

##### 【コメント】

制裁や罰則などの助言を確保するための個別の規定の実際の企画及び実施は、各加盟国の状態に応じて加盟国の決定に委ねるべきであると考えられる。この意味において、獣医関連法規が、刑事又は行政上のいずれかの制裁の適用を実状に応じて規定するものとし（第 3.4.4 条の f）、当局は現行の法令及び刑事手続きに従い、介入する法的権限をもつ（第 3.4.5 条の 1.a）と、個別に規定せず一般的な規定にとどめた当該改正案を支持する。

しかしながら、我々はアニマルウェルフェアに関する項（第 3.4.10 条）だけに罰則に関する規定が含まれていることに疑問を感じており、章全体のバランスを損なうことから、当該条の 1 項にある「罰則の対象となる」の削除を提案する。

## 第 7.1 章-アニマルウェルフェアに関する推奨事項序論 (付属書 XII)

### 総論コメント

我が国はOIEが、いくつかの加盟国、特に途上国が実行不可能な、硬直的な基準を作成するのではなく、全てのOIE加盟国が実施可能な柔軟性のある基準を作成すべきであるとの意見を再度表明する。我が国は、「過分、あるいは繰り返すと考えられる詳細を削除する」とした2011年9月のコード委員会の結論を支持する。

数値基準は、実行にあたっての明確な目標を与えるかもしれない。数値基準は適切な科学的根拠があり、すべての OIE 加盟国が適用可能であるとした場合にのみ導入すべきである。広く認識され、受け入れられている科学的情報が存在しない場合、新たな基準を作成する前に新たな研究が必要な場合がある。

### 個別コメント

#### 第 7.X.5.条

7. 適切な管理の実践を通じて、また陸生コードの関連する推奨事項に従い、病気や寄生虫を可能な限り防ぐ必要がある。深刻な健康問題を持つ動物が分離し、直ちに治療するか、治療が不可能か回復の見込みがない場合は安楽死させるべきである。

#### 【理由】

疾病の防疫措置については、コードの他の章にある推奨事項も参照すべきである(案文は、肉用牛生産システムの第 7.X.5 条、1 項 a から引用したものである)。

#### 【関連コメント】

直近のブロイラー生産システムの案文は、「バイオセキュリティと疾病防疫措置」の項目を含んでいるが、第 6.4 章(家禽生産におけるバイオセキュリティ手続き)には、より詳細な推奨事項が存在する。将来案文を再提示する際には、それ(第 7.X.5 条 1.1 バイオセキュリティ及び疾病予防)を「第 6.4 章への参照」に置き換えるのがより適切ではないか。

4. 第7.X章-アニマルウェルフェアと肉用牛生産システム(附属書 XIII)

個別コメント

第7.X.5.条

推奨事項

3. 管理

……

**b) -bis 蹄の管理**

適切な蹄の管理は、よいアニマルウェルフェアを維持し、歩行、起立や横臥といった正常な行動を実現する上で重要である。特に集約型生産システムにおいては、牛の蹄の伸びや形といった状態を、必要に応じて観察することが推奨される。蹄が伸びすぎ変形している場合は、適切に削蹄すべきである。

蹄の状態は床などの環境や栄養状態の影響を受ける。農家、動物取扱者及び日々の管理に従事する者は、適切なアドバイスや管理のための知識を得るため、獣医師やその他の専門家に相談すべきである。

アウトカムベースの測定値：挙動、罹患率（跛行）、体重およびボディコンディションスコアの変化、外見、管理に対する反応。

**【理由】**

良いアニマルウェルフェアを維持する重要な要素であることから、我が国は、蹄の管理についての推奨事項を追加することを提案する。

第7.X.5.条

推奨事項

3. 管理

……

**f) 管理と確認**

麻痺や意識消失をおこすような電気による固定は避けるべきである。低電流による電牧は使用可能である。

**【理由】**

電気の許容範囲について明確化するため。電牧といった器具に使われる低電圧は許容すべきである。

## 5. 第 8.13 章—トリヒナ感染症 (付属書 XVII)

### 総論コメント

コード委員会が現行の改正案をアドホックグループに差し戻し、そこで再検討させてから、再度加盟国にコメント照会することを提案する。特に下記の問題について考慮すべきであると考ええる。

1. 第 8.13.4 条の国、地域又は群の家畜豚におけるトリヒナ感染ステータスの決定要件は、多くの OIE 加盟国にとって実行不可能なものであることから、削除すべきと考ええる。当該基準は、途上国も含む全ての加盟国が、実行できるものであるべきであり、そうでなければ、それを貿易制限措置を課す口実に利用する加盟国があるかも知れない。
2. また「無視できるリスクの国・地域」となるためには、域内の多様な生産システムを持つすべての農場でその要件を満たさなければならないことから、加盟国が「無視できるリスクの国・地域」の要件を満たすことは不可能である。加盟国は、国又は地域のステータスに係わりなく、同一の要件でトリヒナ清浄群の家畜豚の肉及び肉製品を輸出することができ、清浄群由来の肉及び肉製品のリスクは、「無視できるリスクの国・地域」のステータスを持つ国・地域由来のものと同じと考えられることから、「無視できるリスクの国・地域」というステータスは加盟国にとって意味を持たない。
3. 第 8.13.3 条の規定は、トリヒナ特異的なものではなく、むしろバイオセキュリティ措置に関する一般的な推奨事項であることから独立して章として整理し直すべきであると考ええる。



## 第 8.10 章—狂犬病（付属書 XVIII）

### 個別コメント

#### 第 8.10.1 条

##### 総則

陸生コードにおいては、

1. 狂犬病は、リッサウイルス属の一種である狂犬病ウイルス（旧古典的狂犬病ウイルス：遺伝子型 1）による疾病である。
2. 症例は、狂犬病ウイルス種に感染した動物である。
3. 狂犬病の潜伏期間は多様であり、6 か月以下と考えられる。犬、猫及びフェレットの感染を引き起こす時期は、最初の臨床症状の出現する 10 日前にほとんどが始まると考えられる。

世界的には、人に対する最も一般的な狂犬病ウイルス感染源は犬である。その他の哺乳類、特に食肉目及び翼手目の動物もまたリスクをもたらす。

##### 【コメント】

犬以外の哺乳類にもリスクがあることを規定した点を支持する。感染を引き起こす時期の正確な記述は、“10 日前にほとんどが始まる”である。

#### 第 8.10.4 条

2. ~~以下のいずれかを満たすこと。~~

- ~~a) 汚染国の動物とのいかなる接触も排除する距離で捕獲されたこと。当該距離は、生息範囲や長距離移動などの輸出される種の生物学にしたがい明確化されるものとする。~~
- ~~b) 積載前 6 か月間、狂犬病清浄国で飼育されていたこと。~~

#### 【理由】

輸入国と輸出国が、具体的な“汚染国の動物とのいかなる接触も排除する距離”を科学的に決定し、それについて合意に達することは、実際上不可能である。加盟国間の問題を引き起こすような提案を取り下げるよう TAHSIC に提案する。もしコードに文章を維持するならば、コード委員会は実際にどのようにして距離を決定できるのか、詳しい説明を提供すべきである。

#### 第 8.10.5 条

4. 積載の 36 カ月から 12 カ月前までに陸生マニュアルに規定される抗体価検査を受けて、少なくとも 0.5IU/ml の陽性結果であること。

#### 【理由】

潜伏期間を考慮して、少なくとも積載の 6 か月前には抗体検査を受けて、輸出国で当該動物が飼育されていることを担保するよう提案する。積載前 3 カ月の時点で十分な抗体価があったとしても、その検査の前にウイルスに感染していた場合には、狂犬病の臨床症状を呈する可能性がある。“狂犬病抗体検査を廃止することによる英国、アイルランド、スウェーデン、マルタの狂犬病侵入リスク評価” (EFSA Journal 436 1-54) によると、仮定条件次第では、動物がワクチン接種前に感染した場合、90 日後にペットが臨床症状を呈する可能性が 7.1%あるとされている。また、感染後のワクチン接種は、疾病の発生にほとんど又はまったく効果がないとも言及している。

#### 第 8.10.8 条

狂犬病汚染国とみなされる国からの野生生物 (哺乳動物に限る) の輸入に関する推奨事項

獣医当局は、当該動物が以下の要件を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。

#### 【理由】

明確化

## 8. 第 8.12 章－牛疫（付属書 XIX）

### 総論コメント

TAHSC と関連アドホックグループが牛疫の新たなコードを起草したその努力に感謝し、それを支持する。

我々が正しい診断能力を維持するために、OIE が、写真やビデオなど診断に有益な牛疫に関する情報を加盟国及び協力検査機関から収集し、それを加盟国で共有することを提案する。

また、OIE が、関連する教育及び研修、ウイルスの偶発的漏出時の演習並びにそれに基づく緊急対応の研究を促進することを提案する。

### 個別コメント

#### 第 8.12.5 条

#### 2. 牛疫が疑われる場合に取りべき措置

・・・当該不測事態の対応処置が牛疫の疑いを排除できない場合には、サンプルが国際的なリファレンスラボラトリーに送付されるものとする。これらのサンプルは、陸生マニユアル第 2.1.15 章に従って 2 重に採材され、そのうちの 1 セットは、当該ウイルスの分子学的評価によって、その起源の同定が容易にできるように、OIE・FAO 牛疫リファレンスラボラトリーに発送されるものとする。・・・

#### 【コメント】

TAHSC に対して、第 8.12.5 条に規定される国際的なリファレンスラボラトリーとは何かの明確化、OIE・FAO リファレンスラボラトリーのリストの加盟国への提供と、それが OIE リファレンスラボラトリーとどのように異なるかの説明を要請する。

9. 第 4.14 章－ハチ疾病の公的衛生管理（付属書 XXI）

個別コメント

第 4.14.3 条

獣医当局による養蜂所の全国的登録

.....

3) 各 OIE 加盟国の規定に基づく、当該養蜂所で予想される巣の平均数

【理由】

巣の平均数を計算するための合意された方法はない。コードは、各加盟国の生産システムに従って当該数を規定する柔軟性を受け入れるべきである。

## 10. 第 14.8 章 小反すう獣疫ウイルス感染症（付属書 XXVI）

### 個別コメント

#### 第 14.8.3 条

小反すう獣疫清浄国又は地域

国又は地域の小反すう獣疫ステータスは、家畜反すう動物における次に掲げるクライテリアの適用の可否を考慮して初めて決めることができる。

1. 小反すう獣疫が、領土全域で届出対象とされており、小反すう獣疫が疑われるすべての臨床症状が、適当な野外調査及び検査室内調査の対象とされていること。
2. 小反すう獣疫が疑われるすべての症例の報告を奨励するための啓蒙プログラムが継続していること。
3. 獣当局が、当該国又は地域のすべての家畜反すう動物に関する最新の知見と権限を有していること。
4. 家畜反すう動物に対して、臨床症状を呈していない場合であっても感染の存在を検出することができる適切なサーベイランスが実施されていること。これは、第 1.4 章に従って実施されるサーベイランスプログラムを通じて達成することができる。

国又は地域は、小反すう獣疫が少なくとも過去 3 年間存在していない場合に、

a) 第 1.4 章に規定される歴史的清浄性又は

b) 少なくとも過去 3 年間の第 4 号のサーベイランスが

当該国又は地域に小反すう獣疫ウイルスの証拠がないことを立証している場合のいずれかに  
おいて、

小反すう獣疫清浄とみなすことができる。

#### 【コメント】

多くの国がこれまで一度も小反すう獣疫の発生を経験していないことから、小反すう獣疫清浄国又は地域を認定する要件として、“歴史的清浄性”を追加することを提案する。

## 11. OIE における公式な基準策定手続きの作成

### 総論コメント

我が国は OIE が、貿易に係る基準や推奨事項策定の手続きに関する文書を提供したことを多とする。この文書は 2 つのコードだけでなく、OIE マニュアルや認定標準血清（試料）といった多岐にわたる OIE 基準について述べており、国際基準に関する OIE の活動を理解するうえで有益かもしれない。

しかしながら我が国は、OIE が基準別に、明確かつ簡潔な手続きに関する文章を作成すべきであり、そうすることで、OIE について基礎的な知識を持たない者にとっても理解しやすいものになると考えている。また、透明性を確保し民主的で、科学に基づく手続きの正当性を、客観的かつ明確に示すことにもなる。

まず、OIE の基準策定への参加を促すため、2 つのコードに特化した手続きを策定すべきである。手続きに関する加盟国への意見照会そのものも基準策定への理解と参加を促すことから、加盟国に十分意見照会し、そのコメントを考慮することが不可欠である。

### 個別コメント

#### 1. コード策定または改定に関する背景情報

11 月の第 27 回アジア極東オセアニア地域委員会で推奨されたように、我が国は、OIE が重要なコードの策定または改正について適当な場合に、条文ごとの詳細な科学的情報を提供する旨の文章を含めることを提案する。そうした情報により、各加盟国内での協議が円滑化されるとともに、各加盟国及び OIE 本部の間の情報共有と理解が促進される。

#### 2. 新たな作業の開始

- a) 新たな作業がいずれの専門委員会でも開始され進められる可能性があることから、理解促進のため、我が国はすべての専門委員会レポートで作業計画を提供することを提案する。
- b) 我が国はコード委員会が、アドホックグループ会合の前であっても、作業提案のような具体的な文書を加盟国への意見照会に付すことができる旨の文章を含めることを提案する。こうした手続きは、加盟国及び OIE 本部の間の情報共有と理解を促進するものである（1.を参照）。